

令和5年2月市議会建設水道委員会資料

第12号議案 令和5年度長崎市一般会計予算

目次	ページ
《4款 衛生費 3項 上水道費》	
1 水道事業会計繰出金について	3
2 水道事業会計繰出金内訳表（対前年度予算比較）	4
《6款 農林水産業費 1項 農業費》	
3 農業集落排水事業水洗化資金利子補給補助金について	5
4 農業集落排水事業水洗化促進費補助金について	6
5 生活排水事業特別会計繰出金（農業集落排水）について	7
6 農業集落排水事業（対前年度予算比較）	8
《6款 農林水産業費 3項 水産業費》	
7 漁業集落排水事業水洗化資金利子補給補助金について	9
8 漁業集落排水事業水洗化促進費補助金について	10
9 生活排水事業特別会計繰出金（漁業集落排水）について	11
10 漁業集落排水事業（対前年度予算比較）	12
《8款 土木費 5項 都市計画費》	
11 下水道事業会計繰出金について	13
12 下水道事業会計繰出金内訳表（対前年度予算比較）	14

上 下 水 道 局

令 和 5 年 2 月

1 水道事業会計繰出金について

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
200～ 201	4 衛生費	3 上水道費	1 上水道費	1-1	水道事業会計 繰出金	千円 407,404

(1) 概 要

「地方公営企業繰出金について（通知）」（総務副大臣通知）に基づき、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化すること等を目的とした繰出金

(2) 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳			
	国庫支出金	地方債 ※	そ の 他	一 般 財 源
千円 407,404	千円 —	千円 259,400	千円 —	千円 148,004

※ 一般会計出資債 充当率 100%（交付税措置率 50%）

※地方公営企業繰出金の根拠規定

地方公営企業法第 17 条の 2（経費の負担の原則）

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入（料金）をもつて充てることが適当でない経費
- 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入（料金）のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 水道事業会計繰出金内訳表(対前年度予算比較)

(単位：千円)

項目	内 訳	内 容	算 定 方 法	5 年 度 当 初 予 算 (A)	4 年 度 当 初 予 算 (B)	増 減 (A) - (B)	増減理由
補	企業債利息	国庫補助対象事業 (簡易水道再編推進事業分)	水道施設統合整備事業に係る利子償還金の1/2	9,762	9,936	△174	元利均等方式で償還している企業債の償還が進み、利子償還金が減少することによる減
		簡易水道事業(旧町地区分)	簡易水道事業に係る利子償還金の1/2ほか	6,549	8,687	△2,138	元利均等方式で償還している企業債の償還が進み、利子償還金が減少することによる減
助	児童手当	児童手当法に基づく児童手当の給付に 要する経費の一部 (支給対象職員数：46人)	○3歳未満は、支給額15,000円のうち8,000円 (7,000円は事業主負担) ○3歳以上は、支給額全額 ・3歳～小学校卒業まで (第1,2子)10,000円、(第3子以上)15,000円 ・中学生(一律)10,000円	7,738	9,011	△1,273	
金	補助金計 ①			24,049	27,634	△3,585	
出	未給水地区無水源簡易水道 事業	国庫補助対象事業(飛地区域簡易水 道・給水区域内無水源地域簡易水道)	国庫補助対象事業費の1/3	112,600	84,600	28,000	宮摺地区において、送・配水管布設工事等に係る事業費が増加することによる増
	基幹水道構造物の耐震化事 業	浄水場・配水池等の基幹水道構造物の 耐震化事業	対象事業費の1/4	27,500	12,300	15,200	対象事業費が増加することによる増
	水道管路の耐震化事業	水道管路の耐震化事業	対象事業費の1/4	108,300	99,200	9,100	配水施設整備事業において、管路の耐震化事業(耐震性が不足している管路の布設替) に係る事業費が増加することによる増
	公営企業の脱炭素化事業	公営企業の脱炭素化事業	対象事業費の1/2	11,000	—	11,000	繰出基準の改正に伴い、令和4年度より脱炭素化事業への財政措置が新設されたこと による皆増
	企業債償還金	国庫補助対象事業 (簡易水道再編推進事業分)	水道施設統合整備事業 に係る元金償還金の1/2	54,231	53,848	383	元利均等方式で償還している企業債の償還が進み、元金償還金が増加することによる増
簡易水道事業(旧町地区分)		簡易水道事業に係る 元金償還金の1/2ほか	69,724	72,586	△2,862	一部償還が満了したことに伴い、元金償還金が減少することによる減	
金	出資金計 ②			383,355	322,534	60,821	
合 計 (①+②)				407,404	350,168	57,236	

3 農業集落排水事業水洗化資金利子補給補助金について

予 算 説 明 書					事 業 名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
204～ 205	6 農林水産 業 費	1 農業費	3 農業振興費	4-4	農業集落排水事業水洗 化資金利子補給補助金	千円 37

(1) 概 要

水洗化するための資金を金融機関から借り入れた方の利子負担分を軽減するため金融機関に対し当該利子額分を補給する。

(2) 内 容

- ・ 既貸付分 … 4千円（1件）
- ・ 新規貸付見込分 … 33千円（2件※うち1件は自治会）

【参考】融資の条件等

ア 貸付利率は、無利子とする。

イ 償還期限は、当該融資を受けた日から起算して5年以内とする。

ウ 償還方法は、元金均等償還とする。

エ 貸付限度額は、改造工事1件につき60万円以内とする。（自治会は120万円）

(3) 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 37	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 37

4 農業集落排水事業水洗化促進費補助金について

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
206～ 207	6 農林水産 業 費	1 農 業 費	3 農 業 振 興 費	5-4	農業集落排水事業水洗 化促進費補助金	千円 520

(1) 概 要

経済的な理由から水洗化が困難な世帯に対し、排水設備工事費の一部を助成することで、農業集落排水区域内の水洗化率の向上を図る。

(2) 内 容

補助上限額 260 千円 × 2 件 = 520 千円

【参考】補助の条件等

ア 事業箇所 農業集落排水区域内

イ 対象経費 し尿及び雑排水を排水処理施設へ接続するための、水洗便所への改造及び排水管の設置等に要する経費

ウ 対象世帯 世帯の全員が市民税非課税である世帯（公共下水道事業と同様）

エ 補助上限額 260 千円（公共下水道事業と同様）

(3) 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 520	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 520

5 生活排水事業特別会計繰出金（農業集落排水）について

予 算 説 明 書					事 業 名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
206～ 207	6 農林水産 業 費	1 農業費	4 土地改良費	3-1	生活排水事業特別会計 繰出金（農業集落排水）	千円 297,499

(1) 概 要

農業集落排水事業にかかる費用に対し、使用料等の歳入で補うことができない赤字分に対し、一般会計から繰出を行う。

(2) 内 容

(歳入) 89,142 千円 - (歳出) 386,641 千円 = △297,499 千円

(3) 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 297,499	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 297,499

6 農業集落排水事業（対前年度予算比較）

（単位：千円）

目	節	事業名	内 容	5年度当初 予算（A）	4年度当初 予算（B）	増 減 （A）－（B）	増 減 理 由
3 農業振興費	4 農業金融対策費	農業集落排水事業水洗 化資金利子補給補助金	水洗化するための資金を金融機関から借り入れ た方の利子負担分を軽減するため金融機関に対 し当該利子額分を補給する制度	37	35	2	
3 農業振興費	5 農業振興費負担 金・補助金	農業集落排水事業水洗化 促進費補助金	経済的な理由から水洗化が困難な世帯に対し、 排水設備工事費の一部を助成することで、農業 集落排水区域内の水洗化率の向上を図る制度	520	520	－	
4 土地改良費	3 繰出金	生活排水事業特別会計繰 出金（農業集落排水）	農業集落排水事業にかかる費用に対し、使用料 等の歳入で補うことができない赤字分を一般会 計から補てんする制度	297,499	298,024	△525	元金償還金及び支払利息が減したことなどによるもの
合計				298,056	298,579	△523	

7 漁業集落排水事業水洗化資金利子補給補助金について

予 算 説 明 書					事 業 名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
216～ 217	6 農林水産業 費	3 水産業費	2 水産業 振興費	2-2	漁業集落排水事業水洗 化資金利子補給補助金	千円 39

(1) 概 要

水洗化するための資金を金融機関から借り入れた方の利子負担分を軽減するため金融機関に対し当該利子額分を補給する。

(2) 内 容

- ・ 既貸付分 … 6千円（4件）
- ・ 新規貸付見込分 … 33千円（2件※うち1件は自治会）

【参考】融資の条件等

ア 貸付利率は、無利子とする。

イ 償還期限は、当該融資を受けた日から起算して5年以内とする。

ウ 償還方法は、元金均等償還とする。

エ 貸付限度額は、改造工事1件につき60万円以内とする。（自治会は120万円）

(3) 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 39	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 39

8 漁業集落排水事業水洗化促進費補助金について

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
216～ 217	6 農林水産業 費	3 水産業費	2 水産業 振興費	3-7	漁業集落排水事業水洗 化促進費補助金	千円 520

(1) 概 要

経済的な理由から水洗化が困難な世帯に対し、排水設備工事費の一部を助成することで、漁業集落排水区域内の水洗化率の向上を図る。

(2) 内 容

補助上限額 260 千円 × 2 件 = 520 千円

【参考】補助の条件等

ア 事業箇所 漁業集落排水区域内

イ 対象経費 し尿及び雑排水を排水処理施設へ接続するための、水洗便所への改造及び排水管の設置等に要する経費

ウ 対象世帯 世帯の全員が市民税非課税である世帯（公共下水道事業と同様）

エ 補助上限額 260 千円（公共下水道事業と同様）

(3) 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 520	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 520

9 生活排水事業特別会計繰出金（漁業集落排水）について

予 算 説 明 書					事 業 名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
216～ 217	6 農林水産 業費	3 水産業費	2 水産業 振興費	4-1	生活排水事業特別会計 繰出金（漁業集落排水）	千円 105,595

(1) 概 要

漁業集落排水事業にかかる費用に対し、使用料等の歳入で補うことができない赤字分に対し、一般会計から繰出を行う。

(2) 内 容

(歳入) 46,232 千円 - (歳出) 151,827 千円 = △105,595 千円

(3) 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 105,595	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 105,595

10 漁業集落排水事業（対前年度予算比較）

（単位：千円）

目	節	事業名	内 容	5年度当初 予算（A）	4年度当初 予算（B）	増 減 （A）－（B）	増 減 理 由
2 水産業振興費	2 漁業金融対策費	漁業集落排水事業水洗化 資金利子補給補助金	水洗化するための資金を金融機関から借り入れた方の利子負担分を軽減するため金融機関に対し当該利子額分を補給する制度	39	40	△1	
2 水産業振興費	3 水産業振興費負担金・補助金	漁業集落排水事業水洗化 促進費補助金	経済的な理由から水洗化が困難な世帯に対して、排水設備工事費の一部を助成することで、漁業集落排水区域内の水洗化率の向上を図る制度	520	520	—	
2 水産業振興費	4 繰出金	生活排水事業特別会計繰 出金（漁業集落排水）	漁業集落排水事業にかかる費用に対し、使用料等の歳入で補うことができない赤字分を一般会計から補てんする制度	105,595	108,189	△2,594	元金償還金及び支払利息が減したことなどによるもの
合計				106,154	108,749	△2,595	

1.1 下水道事業会計繰出金について

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
252～ 253	8 土木費	5 都 市 計画費	4 公 共 下水道費	1-1	下水道事業会計 繰出金	千円 4,006,026

(1) 概 要

「地方公営企業繰出金について（通知）」（総務副大臣通知）に基づき、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化すること等を目的とした繰出金

(2) 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳			
	国庫支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
千円 4,006,026	千円 —	千円 —	千円 —	千円 4,006,026

※地方公営企業繰出金の根拠規定

地方公営企業法第17条の2（経費の負担の原則）

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入（料金）をもつて充てることが適当でない経費
- 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入（料金）のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

12 下水道事業会計繰出金内訳表（対前年度予算比較）

（単位：千円）

項目	内訳	内容	算定方法	5年度当初 予算（A）	4年度当初 予算（B）	増減 （A）－（B）	増減理由
負 担 金	雨水処理負担金	雨水処理に要する経費	雨水処理施設の維持及び作業に要する経費（雨水排水費計上額）	52,144	130,830	△78,686	雨水排水費の対象事業費の減による減
	水質管理負担金	下水の水質保全に要する経費	排水設備の検査等に要する人件費（一般職1人）	5,377	5,569	△192	
	普及促進負担金	水洗便所の普及促進に要する人件費	人件費（一般職3人、再任用職員1人、会計年度任用職員1人）の2分の1	11,036	11,139	△103	
	不明水処理負担金	汚水管に流入する不明水（雨水や地下水等）の処理に要する経費	汚水処理に係る経費のうち、不明水の処理に要していると見込まれる経費	54,380	88,520	△34,140	繰出額算定の基準となる前々年度（令和3年度）決算において、不明水量が前年度（令和2年度）より減少したこと等による減
	企業債利子負担金	対象となる企業債の利子償還金の一部	下水道事業債（雨水分）の利子償還金ほか	158,819	139,390	19,429	企業債の利率見直しにより、利子償還金が増加すること等による増
	汚水公費負担金	分流式下水道事業の資本費（汚水に係る企業債の元利償還金）のうち、使用料でなく公費で負担すべきもの	公共下水道事業は元利償還金の0.4 特定環境保全公共下水道事業は元利償還金の0.7	1,538,929	1,615,646	△76,717	企業債の償還が進み、対象事業費（元利償還金）が減少することによる減
	高資本費対策負担金	資本費が著しく高額になっている下水道事業のうち、公費で負担すべきもの	特定環境保全公共下水道事業について、対象事業費の一部	38,528	38,592	△64	
	児童手当負担金	児童手当法に基づく児童手当の給付に要する経費の一部（支給対象職員数：32人）	○3歳未満は、支給額15,000円のうち8,000円（7,000円は事業主負担） ○3歳以上は、支給額全額 ・3歳～小学校卒業まで（第1,2子）10,000円、（第3子以上）15,000円 ・中学生（一律）10,000円	5,874	5,128	746	
	負担金計 ①				1,865,087	2,034,814	△169,727
補助 金	普及促進補助金	水洗便所の普及促進を目的とする補助金ほか	水洗便所改造費補助（市民税非課税世帯）ほか	15,130	18,156	△3,026	補助件数の減少が見込まれること等による減
	補助金計 ②				15,130	18,156	△3,026
出 資 金	企業債元金等	雨水及び汚水に係る企業債元金償還ほか	企業債の元金償還金に相当する額、雨水建設事業に係る経費ほか	2,125,809	2,317,970	△192,161	一部償還満期により元金償還金が減少すること及び雨水建設事業に係る経費が減少すること等による減
	出資金計 ③				2,125,809	2,317,970	△192,161
繰出金計（①＋②＋③）				4,006,026	4,370,940	△364,914	